

# 手賀沼地域農業農村整備事業推進協議会幹事会 環境検討部会設置要領

## 第1 目的

手賀沼地域農業農村整備事業推進協議会(以下「協議会」という。)規約第3条(4)に規定される「環境との調和への配慮に関すること」に基づいて、国営土地改良事業及び関連事業等実施地区に係る環境配慮や地域づくりについて検討と合意形成を行い、地元意向を反映させた環境配慮計画の策定に資することを目的として、環境検討部会(以下「本部会」という。)を設置する。

## 第2 事業

本部会は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 環境配慮計画に関すること。
- (2) その他検討が必要な事項に関すること。

## 第3 構成

- (1) 本部会は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。  
なお、構成員が所属する部署からの代理出席を認めるものとする。
- (2) 本部長は、麗澤大学経済学部籠義樹教授がこれにあたる。
- (3) 本部会の事務局を千葉県手賀沼土地改良区に置く。

## 第4 運営

- (1) 本部会は、部長が必要と認めた場合招集し、部長が会議を運営する。
- (2) 部長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。
- (3) 営農検討部会、施設検討部会との連絡・調整を図る。
- (4) 本部会において協議検討した事項について、部長は幹事会を通じ協議会に報告する。

## 第5 補足

この要領に定めるものの他、本部会に必要な事項は部長において定めることができる。

## 付 則

この要領は、平成28年 3月10日から施行する。

改 正 平成28年11月24日